

## 答

小泉内閣においては「聖域なき構造改革」を掲げ、内閣発足以来国民の高い支持を得ており、このことにつきましては「時代の要請」でもあり、その必要性を十分認識しているところであります。

しかしながら、交通基盤としての道路は、社会経済活動を支えるうえで大きな役割を担っており、特に地方においては公共交通機関等が十分に整備されていないため、市民生活を支える道路網の整備は必要不可欠のものであると考えております。

ご質問の国道一三九号都留バイパスにつきましては、昭和五十二年に都市計画決定され、翌五十三年度より事業に着手し、昭和六十六年三月には市道天神通り線に接続する金山神社入り口交差点から谷村第二小学校付近までの二キロメートルが、また平成五年八月には、玉川の県道戸沢谷村線までの



国道139号都留バイパス

○四キロメートルがそれぞれ共用開始されております。

引き続き、玉川から井倉間二・五キロメートルについての用地取得に取り組んでまいりましたが、用地交渉が難航し、事業に停滞をきたしており、平成七年度より体制を充実強化し、用地取得に取り組んだ結果、平成十三年三月現在、八二・四％の取得率となっております。

今後の国道一三九号都留バイパス建設につきましては、本年十月十一日に開催された、関東地方整備局事業評価委員会において、再評価された結果、早期開通を目指して事業を継続すべきであるとの方針が確認されており、国土交通省としても五年程度を目途に開通させたいとの意向が示されておりますので、市といたしましても早期開通に向け、用地取得等に対する積極的な協力を行ってまいりたいと考えております。

## 市立病院の医局の一層の充実と他の病院との連携について

### 問

都留市立病院も平成二年四月一日、内科・外科の六十床にて老人保健施設を併設して開設されてから十一年目を迎え、平成十三年四月一日より市民待望の産婦人科と耳鼻咽喉科が設置され、総合的病院として機能を備えた、病床数一四〇床診療科目十二科でスタートして現在に至っております。この間、市当局病院関係者の

### 答

都留市立病院は、本年四月から産婦人科・耳鼻咽喉科の診療開始により、診療科十二科、病床数百四十床の総合病院としての機能を備えた地域医療の中核病院として、新たなスタートをしたところであります。

自治体病院の経営状況は、ここ数年若干の改善傾向が見られるものの、依然として約半数の病院が赤字という極めて厳しい状況にあります。

このような状況にあつて、自治体病院が市民の信頼と期待に応え、適切で安定した医療サービスを提供して行くためには、これまで以上に経営改善に努め、健全な経営を確立していく必要があると考えております。

ご質問の病・病連携と医局の充実についてであります。

近年、医療を取り巻く環境の変化は、診療所あるいは病院だけで患者に対する医療サービスを完結することを困難にしており、良質

で高度な医療を提供して行くにはそれぞれの医療機関が互いに機能分担を図り、医療連携ネットワークを形成して有機的に連携していくことが必要となっております。そのためには、二次医療圏単位で完結できるシステムづくりと、その圏域を越える場合の連携体制の整備が求められております。

市立病院においても、既にネットワーク化されております救急医療情報システムによる医療機関の診療の可否、空きベッドの有無、手術の可否等の情報を得ることに、危険度の高い患者を高度な医療体制が取れる医療機関で受診できるように体制整備が図られております。また、県立中央病院に開設された総合周産期母子医療センターを核に、県内十三病院をコンピューターネットワークで結ぶ周産期救急情報システムが十月より供用開始されたことにより、ハイリスク妊婦や新生児に対し、必要な医療内容に応じて即座に受け入れ病院を探ることが可能となったところであります。今後、こうしたシステムを活用するとともに、市民の皆様の医療ニーズを的確に把握し、病連携の推進に努め、総合的地域医療の充実を図ってまいりたいと考えております。

医局の充実につきましては、平成十四年度を目途に、透析を希望している待機者の解消と内科診療部門の充実のため、内科医師一名の増員を図るとともに、医師・看護婦等職員全員の資質の向上のため、病院経営に関する職員の意識改革及び接遇の向上を目的として、

全職員を対象とした研修会の開催や、院内に設置しております各種委員会・部会を有効に活用する中で、職員一人ひとりが経営改善に参画していくという意識の醸成を図り、医局を含めた各部門ごとの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、医師の確保につきましては、市立病院を含めた多くの病院において、各大学の医局に依存しているのが現状であります。

今後、医師の派遣を依頼する際には、より資質の高い優秀な医師の確保に意を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

## 地方分権（行財政）について

### 問

さて、私達の間で地方自治体は三割自治体であり、また、その様に思っていました。

自治とは名ばかりで国の中央集権下のものと自主的な事務事業は行財政面で大きく規制されてきました。行政面では国の機関委任事務が大部を示し財政面では地方交付税が大部であり特に行政面では首長は百パーセント出来るのは職員の人事位ではないかと自嘲の声を聞くこともわかりました。

しかし、今は三割自治の声も潜め、口を開けばまた文言でも地方分権時代の到来と言つて居ります。私は地方分権とは一体何だろうか、本当に地方分権の時代に突入した

のかと今尚中央集権であると現在思っています。

都留市においてこれこそが地方分権のあかしだと行政面において理解出来るものがあるかとの疑問を抱いております。

看護婦研修生を受けております上海衛生局を敬訪問した際玄関に大きく歓迎都留市と書いた大きな看板が立てられていた外国が先に地方分権を見据えていたかの感があり、そうか地方行政かと改めて思い直し大きく深呼吸して建物に入りました。

今地方分権時代を迎え、都留市は本格的な自己決定・自己責任を基本とした行政に一体何が出来るかと言うことを私には先ず、行政面でお尋ねします。

一、立法権の移譲が果たして出来るのか。地方分権は国が持っている権限を自治体に移す事が基本だと言われております。

分権とは市長が説明されたように自己決定権の事ではないかと思えます。自分の事は自分で決める自己決定権を認めると言う事であります。自治体の決定権とは住民から選ばれた議員で構成され議会が自らのルールで決める事であります。そこで都留市にいくつ権限が委譲され又されようとしているかお尋ねします。

次に条例制定権であります。私が議員に当選した際一番先に覚え理解したのが憲法第九十二条、九十四条であります。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定められる」地方

公共団体は法律の範囲内で条例を制定することが出来る」と定められ又廃止も出来ませんが実際はあらゆる面で法律が優先しており自治体の運営を大きく制約されております。

大きな都市では制約外から色々条例を作り作ろうとしておりますが都留市のような小さな自治体では果たして作れるかどうかであります。町づくりなら都市計画法とか色々の法律で規制されておりまして、都留市男女共同参画法を制定しましたが、直接市民の安全環境の保全に係る条例が市独自で制定する事が出来るか疑問であります。出来るかすれば市民のためのどの様な条例があるか参考に教えて貰いたいと思えます。機関委任事務廃止後の市の事務の実体についてお尋ねします。

地方自治体は三割自治体との事を先に述べた中で一番ウエイトのあるが機関委任事務であります。地方自治法の二条では全くこと細かに驚く程自治体の役割が明記してありますが、法律又は政令で自治体の仕事を制約してあります。百五十条では「市町村にあっては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける」とありますが、これは廃止になりましたが実際は例えば福祉関係の事務が機関委任事務から自治事務に変わったがこれと細かな基準が設けられて市町村はそれに縛られております。一例を挙げてもありますが此の機関委任事務が廃止されましたが何の様に変わったかをお尋ねします。

また、財政面に於いて、いくら地方分権時代と叫び、いくら権限を与えられても自前の金がなければ思ふ様な仕事は出来ません。自己決定・自己責任でやれと言っても財源がなければ何も出来ません。そうなるといくら仕事に優先をとりたいつも、つい机上プラン玉虫色だけに終わる事がままた出てきます。

補助金、地方交付税、地方譲与税をはじめ起債も許可制であり、地方税も地方の自由にはなりません。全く厳しい財政の統制であります。従って予算の編成も歳入面から歳出の統制を受けられる事になります。

そこで来年度の予算の編成に当たって国からの補助金、地方交付税、起債等について何の様な説明が国又は県からなされたかお尋ねします。

### 答

平成十二年四月に地方分権一括法が施行され、我が国の地方分権が新たな実行段階を迎えた今、地方自治体においては、真の地方分権を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成することが重要な課題となっており

ます。今回の地方分権改革は、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮小など、地方自治の歴史に残る画期的なものでありましたが、この改革において大きな役割を担った地方分権推進委員会は、その最終報告において、これまでの改革を

あえて「第一次分権改革」として総括した上で、事務事業のさらなる移譲、地方税財源の充実確保な

どを今後の課題として明示し、第二次、第三次の分権改革を断行しなければならぬと言及してあります。そのような中、現時点における地方分権改革についてお答えいたします。

まず、権限委譲についてであります。地方分権一括法の施行により、県から市町村への権限委譲には、関係法令の改正により県の事務を市町村に移管する場合と地方自治法等の規定により県独自に委譲を行う場合とに分かれました。

まず、関係法令の改正により県の事務を市町村に移管する場合がありますが、本市におきましては、平成十二年度から「知的障害者に対する日常生活用具の給付」事務などの七事務が移管されております。

また、地方自治法等の規定により

り県独自に委譲を行う場合であります。これは、知事から市町村長への事務の委任を定めた旧地方自治法第五十三条第二項が削除され、新たに、地方自治法第二百五十二条の十七において、知事の権限に属する事務の一部を県条例の定めるところにより、市町村が処理することとする「条例による事務処理の特例制度」が創設されたことを根拠としております。山梨県においても、この制度創設に伴い「市町村への権限委譲推進計画」を策定し、県と市町村が協議する中で、県から市町村への権限委譲が進められており、地方分権一括法の施行以前から、山梨県から本市に事務委任されてい

た十七事務に加え、平成十二年度に十一事務、平成十三年度に七事務が新たに委譲され、さらに平成十四年度からは二事務が委譲されることになっております。

次に、条例制定権についてであります。地方分権時代において、地方自治体が、独立した行政主体として「自己決定」・「自己責任」の原則のもとに、市民のニーズに合った政策の実現を図っていくためには、地方分権により条例制定権の範囲が拡大したことを踏まえ、地域住民の自主的な選択に基づき、地域の実情に応じた条例を制定していくことが必要であります。もちろん、直接市民の安全環境の保全に係る条例、いわゆる市民の権利や義務を規制するような条例についても、市町村が当面する課題を解決するために必要であれば、制定が可能であります。

本市におきまして、これまでに、都留市男女共同参画基本条例、都留市土砂等による土地の埋立等々の規制に関する条例、都留市まちをきれいにする条例など、地域の実情の即した本市独自の条例を制定してまいりましたが、所信表明の際にもご説明申し上げました「市民活動推進条例」、いわゆる「ボランティア条例」なども、地方分権時代に対応した政策性の高い条例の一つであります。

これらの独自政策に係る条例制定を進めるにあたりましては、個別の法令との抵触関係を検討する必要がありますが、法令の解釈について関係省庁や県などに照合して判断を仰いでいた今までは異

なり、国との間で法令に関する見解の違いにより、国の関与に不服がある場合には、地方分権一括法により新たに設置された「国地方係争処理委員会」に審査を申し出ることもできるようになりました。

なお、そのためには、法システムの現状や問題点、当該政策を取り巻く状況の的確な分析が不可欠であり、今まで以上に地方自治体職員の法務能力の向上が求められております。

次に、機関委任事務の廃止についてであります。地方分権一括法の施行により、地方自治体の事務の中で一番ウエイトを占めていた機関委任事務が廃止され、国の直接執行事務とされたもの及び事務自体が廃止されたものを除いて、自治事務、法定受託事務という新たな事務区分に位置付けられました。

これによる大きな違いは、地方公共団体が、自治事務だけでなく法定受託事務についても法令に反しない限りにおいて、その事務に関する条例を制定できることになったことでもあります。

しかし、今回の機関委任事務の廃止を始めとする分権改革は、一般的な制度論であり、直ちに大きな変化が目の前に現れるという類のものではないとされています。

ただし、本質的に、自己決定、自己責任の原則のもとに、国と地方公共団体が対等、協力という新しい関係になることは、今後大きな変化の要因をはらんでいるものであり、住民の意識の変化、地域の特性に根ざした地域づくりなど

は、分権型社会のもとでしか達成し得ないものであり、今回の分権改革はそのための基礎的な枠組みづくりとも位置付けられております。

次に、財政面についてであります。議員ご指摘のとおり税財源が確保されない限り真の地方分権はありえないと考えております。平成十二年度普通会計決算における都留市の自主財源比率は四三・二％であり、このことから本市が財政的に自主自立しているとは決して言える状況ではなく、財源の多くを地方交付税、補助金に依存しております。

しかし、我が国の財政は、バブル経済崩壊後総じて景気回復を優先した財政運営を行ってきた結果、平成十三年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は、約六百六十六兆円にも達する見込であり、主要先進国中最悪の危機的状況となっております。したがって、現下の社会経済状況にあつても、「財政再建なくして景気回復なし」との小泉内閣の方針により、地方交付税、国庫補助金、地方債等の大幅な見直し縮減は避けられず、今後の地方自治体の財政運営は大変厳しいものが予測されます。

次に、今年度予算編成に当たつての国・県からの説明についてであります。今月四日閣議決定された「平成十四年度予算編成基本方針」では、「国債発行額三十兆円以下」との目標の下、歳出構造を抜本的に見直す「改革断行予算」と位置づけ、国庫補助金につきましては、「循環型経済社会の構築など

環境問題への対応」、「少子・高齢化への対応」、「地方の個性ある活性化、まちづくり」、「都市の再生」、「科学技術の振興」、「人材育成、教育、文化」、「世界最先端のIT国家の実現」などの七分野等国の関与が特に必要なものに重点配分され従来のハード事業への補助金については、公共事業一〇％カットの中で縮減される見込となっております。

地方交付税につきましては、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向で算定の簡素化・合理化を図ることとしております。また、小規模自治体に対し厚い配分となつていた「段階補正」の見直しや、地方債の元利償還金を後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入したり、地方債の充当残部分に、実際の事業量に応じて事業実施年度に交付税を配分したりする「事業費補正」の見直しが実施されることとなっております。

地方債につきましては、箱物行政として批判のあつた地域総合整備事業債の廃止などメニューの見直しが実施されるとともに、国の交付税特別会計での財源不足分を補う借入を、いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債に振り替え、その全額を市町村が借り入れる方法への移行が平成十三年度から一部実施されているところですが、平成十四年度につきましては、それを完全実施することとなっております。



## ボランティアと

### ボランティアについて

#### 問

ボランティアとNPOの活動にはそれぞれ相違点があります。例えば、一人住まいの老人に昼食を配るとか、老人ホームへの慰問作業等はその一例ですが、現在、市に関係のあるボランティア組織を挙げて下さい。また、NPOに就いてですが自治会は一体どちらに類するか、更に、今はなんと云っているか社会教育関係団体もどちらですかお尋ねします。

#### 答

近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動や民間の非営利団体(NPO)による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されております。本市においても同様に社会福祉活動を主な分野としての多くのボランティア団体が活動しております。

また、組織化された団体の他にも、自治会・企業・個人があらゆる領域や分野において、活発なボランティア活動を行っております。

先ず、お尋ねの具体的に市に關係する活動例を申し上げますと、情報未来館においてパソコンの操作指導から本格的な講座まで行っていた「情報未来館協働委員会」やミュージアム都留において展示品の説明、警備、ミュージアムグッズの企画・販売などをしていた「都留市博物館ミュージアム都留協力会」、市の広報を録音して視覚に障害のある

る方や高齢の方へ「声の広報」として届けている「ボランティアサークルひびきの会」、図書館において朗読カセットの図書目録などを点訳（点字に置き換える）活動を行う「都留市点字友の会」などがあります。

また、NPO（非営利団体）についてありますが、平成十年十二月一日、市民活動等の特定非営利活動を行うことを主たる目的とした団体に、所轄庁に認証によって簡便に法人格を与える法律である「特定非営利活動促進法」いわゆる「NPO法」が施行されました。この法律において、特定非営利活動の種類は「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「社会教育の増進を図る活動」、「まちづくりの推進を図る活動」、「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「環境の保全を図る活動」、「災害救援活動」、「地域安全活動」、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「国際協力の活動」、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」、「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」の十二の分野が定められております。ボランティアとNPOの相違点としては、ボランティアが個人を主体とした活動で原則的に無報酬であるのに対し、NPOは組織や法人を主体とした活動で収益や報酬を受けることができます。本市においてもリサイクルや環境保全活動を行っている団体などがあります。

さらに自治会とNPOの関係についてですが、現在市内には九十一の自治会が設置され、自治会長を始め、会員の皆さまには市政にご協力をいただいているところであります。特定非営利活動促進法（NPO法）において対象となる団体の要件といたしまして、「社員資格の取得に関して、不当な条件を付さないこと」という項目があります。これは、原則としてNPO法人の社員には誰でもなれ、自由に参加できることが求められることから、居住地等により制限することは不当な条件となりますので、自治会はNPO法人とは異なることは難しいと思われま。

また、生涯学習の推進や青少年の健全育成などの社会教育関係団体とNPOの関係ではありますが、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいた十二分野に該当するた

め、要件を満たした団体であれば、NPO法人となることは可能であると思われま。

このように、様々なボランティアやNPOの方々それぞれの立場や違いを理解し、多様性を尊重しながら「協働のまちづくり」を推進するために、まちづくりボランティアセンターの設置やボランティア条例の制定など市民の方々が積極的に活動できるような環境づくりを行ってまいりたいと考えております。



## 野犬・野良猫対策 について

**問** 先に野犬が増え児童生徒を襲い周囲の皆さんに危害を加え問題になり、市もその対策に苦慮したと聞いております。

最近、捨て猫も増え増犬と同様に迷惑する家庭も増えて来ました。野犬、捨て猫が増えれば必然的に子供が増えます。その対策のために家庭内に於いては断種のための処置に一定の補助金が出せないか。また、野犬・野良猫にもその様な処置をする考えを当然必要になって来ます。一段の対策を望みます。

**答** 犬や猫等動物と人間とのかわり合いは古く、物理的、精神的な面におきましても大きな恩恵を受けるなど、多くの家庭で家族同様に愛情を込めて飼育されているのが現状であります。

一方では、不適正で無責任な飼育により、野放し状態となった犬が通学途上の児童や生徒。また、散歩中の婦人を襲うなど人身へ危害を加え、恐怖や迷惑を与えていることも、議員ご指摘のとおりであります。このため、市といたしましては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、事業主体である県とともに野犬や野良猫を防止する対策として、飼育できなくなった犬、猫の引取りを週一回の割合で実施しているところであり、平成十二年度において、所有者から引取りをもとめられた犬、猫の



する助成金につきましては、実情を十分調査し検討をしてまいりたいと思っております。

また、野犬、野良猫につきましては、捕獲方法、飼育管理等様々な課題がありますので、それらを検討するなかで適切な対応を図りたいと考えております。

## 市長の所信表明 について

**問** 開会日、市長再選後の最初の所信表明を伺いました。

その中で、市政の今後のあり方と市民生活について、基本的な問題にしばって質問します。まず現状認識です。市長は、現状を「自己決定、自己責任を基本とした本格的な地方分権時代」ととらえ、「誇り高き自立や自助の心を持った市民と行政がパートナーシップを形成し、時代の潮流や未来を見据えた、しっかりとした理念を共有し、まちづくりを進めていく必要がある」としてまいります。

私は、行政も市民も、これまで自己決定、自己責任で歩んできたと確信しています。例えば都留大です。都留市は全国に例がない都留文科大学をつくり育ててきました。大学設立時の困難の打開、その後の「大学らしい大学に」を合言葉にした大学関係者、行政と議会、市民の理解と協力はまさに他に例のないものだったと思っております。

近い例では介護保険導入時の利用料の軽減措置など、むずかしい

とされた課題を自らの頭で考えるという立場で打開してきました。

市民の立場をいえば「自立や自助」以外にどんな生き方があったでしょう。まさにそれしか選択の余地がないのが現実ではないでしょうか。もともと極端な例をあげれば生活保護です。実績でみれば平成十一年度の二・七パーミルから十二年度は二・四パーミル以下です。全国平均の八・七パーミルの三分の一以下で、七市平均の四・二パーミル、県平均の二・九パーミルを大きく下回っています。そうどう生活が困難でも行政には頼らないという、まさに誇り高い市民ではないでしょうか。私は「元氣なとき、景氣がいいときは税金を納めていたんだから、あまり無理をせずに困った時には市に相談したらどうか」と、宣伝してもらいたいと思うほどです。

一方で、国税滞納世帯の現状は容易ならざるものがあります。県の集約では全県で二万六千二百二十七件、都留市でも九百一十一件となっています。不況の影響は深刻です。さらに決算審査の中で、貸し渋り対策の国の特別保証の融資は八百四十七件で総額は九十二億七千二百三十六万円、しかも金融機関関係者の話として、そのほとんどは借り換えだと報告がありました。業者も追い詰められています。

失業率が五・四パーセントに達しこのままでは七パーセントまでいくだろうと予測されています。職探しをあきらめた人を加えれば実際は一二パーセントに達すると

というのが常識ですし、若い人の失業はさらに高いことが統計に表れています。

市民生活の現状は、市があらためていわなくても、自立・自助、自己決定・自己責任で頑張りぬぎ、このままでは生活崩壊に進まざるを得ないというところまで迫り詰めてられているのではないのでしょうか。

小泉内閣は、国民の生活困難を直視せず、税財源を保障しないどころか地方分権の名のもとに合併をおしつけ、地方交付税の減額をおしつけています。そのさいに使われるのが自己決定・自己責任です。私はこうした小泉内閣のやり方を安易に受け入れるのではなく、市の歴史のなかで培ってきたものに誇りを持ちつつ、市民生活の安定のために全力をあげることこそ、いま行政に求められているのではないかと思います。以上、行政執行の基本的な姿勢の問題で、市長の真意を問うものです。

### 答

今回の所信表明につきましても、市民の皆様を始め多方面から暖かいご厚情と力強いご支援を賜り、二期目の市政を引き続き担当させていただくにあたり、地方公共団体を取り巻く厳しい行政環境の中で、いかに「個性豊かな活力あふれる都留市」の実現を目指していくのか私の決意の一端を述べさせていただきます。

激動と変革の新世纪を向かえ、平成十二年四月に施行された「地方分権一括法」により、国と地方との関係は大きく変わり、従前の上下・主従の中央集権型のシステム

から対等・協調の分権型のシステムへと移行しつつあります。

過去において、それぞれの時代に、それぞれの地域に多くの課題や問題が諸起し、これらの課題や問題に対し、多くの先人たちが英知を集結し、たゆみない努力を続け困難を克服し、新たな方向性を見いだしてまいりました。本市においてもその積み重ねが、今日の都留市の礎となったという思いは、市民の共通のものであると考えております。

さて、現下の地方自治体は、少子高齢化、ポータラレス化やIT革命への対応、更には財政問題などを抱えております。歴史の中継ラナーとし、今を生きている私たちは知恵や努力でそれらの問題に挑戦し解決していかなければなりません。解決を先送りし、無関心を装うことはできません。地域を愛し、地域と共生する「熱き心」を持ち、地域の経営資源に対する「深い洞察力」を持ち、さらに時代の方向を見据えた「戦略力」を持つ、市民とパートナーシップを形成し、その活躍の場や機会を提供する、「個」と「公」の新しい関係に基づく協働のまちづくりが実践されることにより、個性豊かで活力ある地域社会が形成されることを確信いたしております。

いきいきとあり続ける都留市を、二十一世紀を生きる子どもたちに伝えるための基礎づくりこそが、私に二期目の市政を託された市民の皆様の願いと信じ市政進展に、全身全霊を傾け取り組んでまいりたいと考えております。

## 不況対策の具体化 について

### 問

初めの質問にもかかわらずですが、市長の不況対策について伺います。市長の所信表明には不況対策が見当たりません。もちろん、一度の議会ですべてを語れというのは無理かもしれませんが。そこで地域経済の現状について市長がどう考えているのか、二・三、見解を伺います。

日本標準産業分類にもとづく集計によりますと、都留市のすべての業者は二千五百二十五件となっています。第一次産業や金融機関までふくみますから、いわゆる自営業者はもっと少なくなり、先にあげた融資実績は大変な比率です。この業者の中で、いまや地場産業となった鉄鋼関係の業者は四百件ほどになります。この業種は一般の金属製品から自動車、電器、精密機械などにおよびますが、ここが、日本の産業の中心を下から支えています。ところが、大手電器メーカーは数万人という大規模なリストラ、人減らしを強行しようとし、すでにその前に下請け業者の切り捨てを行っています。ここに大きな困難があります。

私は以前にも要求しましたが、あらためて市内下請け業者の営業を守るために下請け中小企業振興法にもとづき、発注業者が単価の一方的な切り下げや発注減をしないよう、市が交渉に乗り出すことを求めたいと思います。もう一つは、誘致企業の問題で

す。昭和三〇年代には都留市は企業誘致に実績を残しました。しかし、その後こうした企業の倒産、廃業、転出が相次ぎました。そこで働いていた人たちの運命を変えた例もあるはずですが。そこで、存続や従業員数など誘致企業の現状を進出した時点との比較で明らかにしていただきたい。そして、ここでも労働条件の切り下げのないよう要請するとともに、若い人の採用について、学校は当然働きかけていると思いますが、市としても独自に強く要請する求めるもの

です。商店街の困難も極まっています。大手スーパーや安売り店の進出が野放しにされている中で、地元商店は生き残れるのかと心配です。市はリーディング商店街創出事業で三町商店街にテコ入れをし、周辺の商店街にも街灯整備のための援助をしました。こうした援助を系統的に行うことが必要だと思います。さらに駐車場対策や道路の片側駐車、歩行者天国などが必要かと思ひます。

農業については、いま無農薬野菜や付加価値の高い農産物についての関心が高まっています。もちろん、そうしたことも否定するものではありませんが、遊休農地が増えている現状について、何らかの対策を考えたとき、本来であれば米作りで復活できることが理想です。今年も米価の切り下げが行なわれました。私は国が米価に責任を負わない姿勢を強めている、つまり農業の切り捨てがはかられている中で、米をふくめて農産物

の域内流通を検討する必要があると感じています。市民の意識調査をし、都留市の農業の再生の道を真剣に検討することが必要ではないでしょうか。松くい虫で松がほとんど全滅というなかで、林業振興についても検討の場を設けることを提案したいと思えます。以上、市民生活の土台となる地域経済の問題について、市長の見解と対策を伺います。

## 答

内閣府が七日発表した七月から九月期の国内総生産は、物価変動の影響を除いた実質で前期比〇・五％減、年変換率では二・二％減少し、二四半期連続でマイナス成長となり、景気後退が一段と鮮明になるなど大変厳しい状況であります。

本市におきましても、主産業である機械金属工業がこのような景気の影響を受け、受注高が激減している状況にあり、深刻な問題となっております。

そのような中、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を経営し、かつ、その能力を有効に発揮し、その振興を図るための下請中小企業振興法により、取引のあつせんや取引に関する苦情又は紛争についての相談等を行っております。「山梨産業支援機構」と綿密な連携を図るとともに、山梨県商工業振興資金融資制度や県が緊急措置として行う「中小企業金融セーフティネット対策」としての「経営安定特別融資制度」などの様々な支援事業を推奨し、中小企業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に誘致企業についてであります。

本市は昭和三十年十二月に都留市工業誘致条例を制定し、工場誘致を積極的に進めてきたことにより、機械金属工業を中心とした二十二社が市内で創業いたしました。現在はこの内の十三社が操業している状況であり、創業時の従業員数は資料がないため不明であります。現在の従業員数は、千四百四十名となっております。

また、経営者連絡協議会との意見交換を行う中、産業振興について地方自治体の果たす役割を検討しているところであり、新規雇用につきましても、その中で地元雇用を最優先でお願いしているところであります。

次に商店街の振興についてお答えします。

平成十年度から十二年度の三カ年において、県内で最初に実施した「リーディング商店街創出モデル事業」により三町商店街の整備を行ったところであり、また、隣接する県道のカラー舗装化や稲荷町、高尾町商店街についても平成十二年度に魅力ある商店街施設整備事業を取り入れ、街路灯などの整備を行って来たところであり、今後とも商店街の意向を踏まえ、県などの関係機関と協議する中で、適した補助事業などを取り込みながら、地元商店街の活性化に意を注いでまいりたいと考えております。

次に農業の振興についてであります。

本市の農業の、経営規模は零細で

あり、その主力は米の生産であります。

また、出荷状況につきましては、政府への出荷米が約四十六トンで全体生産量の約四・三％であり、残る九五・七％は自家消費されている状況にあります。農家は身土不二の思いの中で低農薬などにより安全でおいしい米づくりや転作で野菜などを栽培しております。

また、本市におきましては、二十数年前より開催した朝市や夕市などを発展させ、現在は農林産物直売所など三箇所野菜等の域内流通を図っている状況であります。が、これらの施設を地元農産物を地元で消費していただく「産地地消」の拠点と位置づけ、今後も直売所の経営を充実するため、多品種で多量の農林産物が計画的に出品できるように、農家の皆様との連携を深めると共に、多くの市民に利用していただくため、啓蒙してまいりたいと考えております。

次に林業振興についてお答えします。

近年の松くい虫による松枯れの被害が激増し、災害や環境保全の面からも問題となっております。このため、枯損木の伐倒を行うと共に、松に変わる他の樹木に転換する方法も検討し、林業生産の改善を図られるよう検討してまいりたいと考えております。

## 県営林道の事故について

ついで

### 問

昨年の十二月議会で県営林道のムダを取り上げました。ことしの一月には県議会議員や県の職員と一緒に現地視察をしました。そのさい見解を求められ「こんなに自然を痛めつけられ、いまにバチがあたる」と思わず言ってしまうました。しかし、それは働いている人の犠牲を意味していたのではなく、自然破壊からくる災害をいつたつもりでした。しかし、県営林道の工事現場であいついで市民二人の命が奪われました。

菅野盛里線で十月二十七日、五十七歳の労働者が犠牲になりました。現場をみて、「これはムリだ」と思いました。とんでもない急傾斜の現場でした。幅四十メートルにわたって崩落しており、消防本部の救出は困難を極めたといえます。

私は十一月二十二日、県民要求を集約した県民大運動の人たちとともに政府交渉に参加し、都留市の問題では大学の交付税増額を総務省に要求すると共に県営林道の問題で農水省と交渉しました。農水省の職員も林道をつくる正当な論立てはできないと確信しました。

ところがその交渉から帰った翌日、こんどは黒野田線で犠牲者が出ました。またもや都留市の五十九歳の労働者です。繰り返しになりますが、この犠牲はムダな事業だという私の認識をこえた悲劇でした。人の命は何者にも代えがた



いものです。ぜひ、市としても事業の見直しを県に提言していただきたい、あえてお願いをするものです。公共事業は市民生活に近いところに振り向けられ、市民に役立つ喜びがあります。ぜひ、そういう立場で市としても事業を点検するようあわせて検討を求めます。

### 答

今年十月、十一月と二度に渡り、県営林道の工事現場で法面が崩落し作業員が死亡するという大変痛ましい事故が発生した事は誠に残念であり、犠牲になられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げる次第でございます。

さて、昨年十二月議会の質問でもお答えしたところでありますが、県営林道工事につきましては、山梨県が林業経営、森林の管理、あるいは森林の持つ多様な公益的機能を高度に発揮させ、活力ある森林を維持造成し、林業の振興を図

るため、地域森林計画を立て工事が進められているところであります。

現在工事が進められている県営林道はいずれも県の公共事業再評価委員会において審議がなされ、「地域林業振興の基盤となる林道網の基幹路線として計画されたものであり、今後、支線あるいは作業道の開設、既存路線との接続により地域林業の活性化に大きく貢献するものと考えられる」との判断から、事業継続との結論が出されております。

市といましては、貴重な自然が残っている山の奥で林道工事が行われておりますので、自然環境・景観には十分な配慮をしていただき、万全な安全対策のもとに工事が行われるよう求めてまいりたいと考えております。

## 上野原町の合併構想 について

**問** 上野原町の町長が秋山村、

神奈川県藤野町との合併構想を打ち出し、県境をこえる合併構想ということで全国ニュースとして報道されました。上野原町の将来は上野原の住民が考えることで、都留市の議会で論じることではありませんし、町長の考えは広域連合議会が二十五日には開かれますから、そこで直接質問もしたいと思っています。ただ、広域連合では共同の事業に参加していますから、広域連合の副連合長の市長にはマスコミの報道以上の打診

や情報も入っているかと思えます。広域連合の将来にも関係してきますので、町長との話し合いがありましたら、その内容とあわせて市長の見解を伺うものです。

**答** 議員ご承知のとおり東部広域連合の構成団体の中に、上野原町と秋山村が含まれております。東部広域連合においては、先の議会でもご説明申し上げました通り、東部広域圏域の将来像に関する調査研究会を平成十三年十月二日にスタートさせています。

この研究会においては、国の制度改正などの動向が圏域に及ぼす影響について研究するとともに、市町村合併なども視野に入れた圏域全体の将来像や、東部広域市町村圏の今後の在り方を考察することとしております。この結果については、報告書として取りまとめ、広く地域住民の皆様へ情報として開示してまいります。ご質問の町長との個別の話し合いの場は持たれておりませんので、新聞報道以上の情報は持ち合わせておりません。

十二月六日東部広域連合において開催された正副連合長会議において、東部広域圏域の将来像に関する調査研究会の報告をもつて、その後の対応を検討することで構成市町村の見解の一致を見ております。

私の市町村合併についての見解でありませんが、前回の一般質問の答弁で申し上げました通り、現在、市民の皆さんに市町村合併の具体的な情報が示されていないため、早急に合併による地域へのメリッ

トやデメリットについて調査研究し、この内容を提供し論議を深めていくことが大事だと考えております。

また、都留市の地域性に基づく個別事項の検討も必要であるため、このたび市内に「都留市市町村合併研究会」を設置することといたしました。いずれにいたしましても、市町村合併の要件としては、その目的・必要性が明確であること、地域に一体性があることが基本であり、結論はあくまで市民の皆さんの意思に基づくものでなければならぬと考えております。

## 市議会を傍聴してみませんか



市政の動きをあなたの目で  
どなたでも傍聴できますので、お気軽に  
お越し下さい。  
くわしくは議会事務局へ  
電話 4 3 - 1 1 1 1  
内線 300、301

## 市議会を傍聴して



都留市在住

相川 千晶

今回、私は大学の講義でレポートを書くことがきっかけとなり、議会を傍聴することになりました。

議会を傍聴するには手続きが大変であると思っておりましたが実際に傍聴に市役所来てみますと、これまで面倒だと思っていたよりも簡単で、「こんなことならもっと早くから来れば良かった」と思いました。

緊張と期待を抱きながら傍聴席につきました。この日は傍聴したのは私一人でしたのでさらに緊張感が高まりました。

十二月定例会の最終日が始まり、質疑も異議もなく議事日程が進められるものと思いましたが、「このまま質疑も出ないまま終わってしまうのかな」と思っておりましたところ、議員から質疑がありました。「一般質問の日でなければ執行部とのやりとり

はないよ」と聞いておりました。質疑が出され、執行部と議員とのやりとりをこの目で見る事ができ大変良い体験をしたと思っております。

また、私は傍聴に来るまで「質疑はその都度、議員席の前の演壇に出て行われる」ものだと思っておりました。

また、大学の授業でも議場の問題としてのように学びました。

しかし、実際傍聴したことで、全てがそうとは限らないという場合もあることを知りました。

正に「百聞は一見に如かず」ますます議会についての興味が増えました。

次回、三月定例会にもまた傍聴したいと思っております。



# 人事案件

大旅外二恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙

十二月二十一日の本会議において次の二名の方が指名推選により組合議会議員に当選されました。

○都留市井倉四六七番地

佐藤 進

大正十五年十月十一日生

○都留市朝日曾雌一六九番地

日向 眞三

昭和十二年十月六日生



# 議会 日誌

## 十月



4日(木) ○関東市議会議長会支部長市事務局長会議 (群馬県伊香保町)

9日(火) ~ 10日(水) ○議会運営委員会研修 (新潟県柏崎市)

16日(火) ○山梨県市議会議長会正副会長事務局長会議 (都留市)

19日(金) ○地域安全・暴力追放山梨県民会議 (都留市)

23日(火) ○第二二三回山梨県市議会議長会定期総会 (富士吉田市)

24日(水) ~ 26日(金) ○3常任委員会合同研修会 (熊本県菊池市)

31日(水) ○福岡県甘木市議会行政視察来市 (熊本県菊池市)

## 十一月

6日(火) ○山梨県7市議会議員合同研修会 (都留市)

## 十二月

7日(水) ○関東市議会議長会支部長会議 (鎌倉市)

13日(火) ○全国市議会議長会理事会・評議員会 (東京都)

22日(木) ○山梨県市議会議長会正副会長事務局長会議 (都留市)

30日(金) ○市町村自治講演会 (甲府市)

4日(火) ○議会運営委員会 (甲府市)

7日(金) ○十二月定例会 (開会) (甲府市)

13日(木) ○十二月定例会 (一般質問) (甲府市)

17日(月) ○総務常任委員会 (甲府市)

18日(火) ○社会常任委員会 (甲府市)

21日(金) ○経済建設常任委員会 (甲府市)

27日(木) ○十二月定例会 (閉会) (甲府市)



## 平成13年度第2回山梨県市議会議員合同研修会



平成13年11月6日(火)にアピオウエディングプラザ都留において、都留文科大学教授 中西啓之先生を講師に招き「地方分権と財政構造改革について」と題し、今年度2回目となる山梨県7市の議会議員研修会が開催され、県下135名の議員の方々が出席されました。

参加した議員のコメントとしてテーマがより身近でわかりやすく参加してよかった。

また、直面している課題だけに今後の議会活動に大いに役だったと話しておりました。

